

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）	1
○ 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）	5
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）	12

改正後	現行
<p>目次（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例</p> <p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 この章において「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であつた者（代表者である者を含む。）であつて、他の者に対して当該特例中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）の贈与をしたものをいう。</p> <p>3 この章において「後継者」とは、旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者（以下「特定受贈者」という。）又は当該特定受贈者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者であつて、当該特例中小企業者の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例</p> <p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 この章において「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であつた者（代表者である者を含む。）であつて、その推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。以下同じ。）のうち少なくとも一人に対して当該特例中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）の贈与をしたものをいう。</p> <p>3 この章において「後継者」とは、旧代表者の推定相続人のうち、当該旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者又は当該贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者であつて、当該特例中小企業者の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ）</p>

は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。

4 この章において「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち、被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものをいう。

（後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等

）
第四条 旧代表者の推定相続人及び後継者は、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる。ただし、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える数となる場合は、この限りでない。

一 当該後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

二 (略)

2 (略)

3 旧代表者の推定相続人及び後継者は、第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる場合に当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならない。

一・二 (略)

。又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。

(新設)

（後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等

）
第四条 旧代表者の推定相続人は、そのうちの一人が後継者である場合には、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる。ただし、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える数となる場合は、この限りでない。

一 当該後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

二 (略)

2 (略)

3 旧代表者の推定相続人は、第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる場合に後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならない。

一・二 (略)

(後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等)

第五条 旧代表者の推定相続人及び後継者は、前条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産(当該特例中小企業者の株式等を除く。)の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

第六条 旧代表者の推定相続人及び後継者が、第四条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、当該推定相続人と当該後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によつてしなければならない。

2 旧代表者の推定相続人及び後継者は、前項の規定による合意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

第七条～第九条 (略)

(合意の効力の消滅)

(後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等)

第五条 旧代表者の推定相続人は、前条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産(当該特例中小企業者の株式等を除く。)の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

第六条 旧代表者の推定相続人が、第四条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、当該推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によつてしなければならない。

2 旧代表者の推定相続人は、前項の規定による合意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

第七条～第九条 (略)

(合意の効力の消滅)

第十条 第八条第一項に規定する合意は、次に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

一・二 (略)

三 当該合意の当事者(旧代表者の推定相続人でない後継者を除く。)以外の者が新たに旧代表者の推定相続人となったこと。

四 (略)

第十一条 (略)

第三章 支援措置

第十二条～第十四条 (略)

(指導及び助言)

第十五条 (略)

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、旧代表者(第三条第二項に規定する旧代表者をいう。)、後継者(同条第三項に規定する後継者をいう。)その他その経営に従事する者に対して、その経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行うものとする。

第四章 (略)

第十条 第八条第一項に規定する合意は、次に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

一・二 (略)

三 当該合意の当事者以外の者が新たに旧代表者の推定相続人となったこと。

四 (略)

第十一条 (略)

第三章 支援措置

第十二条～第十四条 (略)

(指導及び助言)

第十五条 (略)

(新設)

第四章 (略)

改正後	現行
<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止、承継等につき、その抛出による共済制度を確立し、もつて小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>第二条（略）</p> <p>第二章 共済契約</p> <p>第三条・第四条（略）</p> <p>（契約の申込み）</p> <p>第五条 共済契約の申込みは、掛金月額及び共済契約者が会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結する共済契約にあつてはその会社等の名称を明らかにしてしなければならない。</p> <p>（削る）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等につき、その抛出による共済制度を確立し、もつて小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>第二条（略）</p> <p>第二章 共済契約</p> <p>第三条・第四条（略）</p> <p>（契約の申込み）</p> <p>第五条 共済契約の申込みは、掛金月額及び共済契約者が会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結する共済契約にあつてはその会社等の名称を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。</p> <p>2 申込金は、共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充</p>

(削る)

第六条 (略)

(契約の解除)

第七条 (略)

2 機構は、次に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一 共済契約者が経済産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠ったとき(経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除く。)。

二 (略)

3 (略)

4 共済契約者に次に掲げる事由が生じたときは、共済契約は、当該事由が生じた時に解除されたものとみなす。

一 (略)

(削る)

二 (略)

5 (略)

(掛金月額の変更)

第八条 機構は、共済契約者から掛金月額の増加又は減少の申込

当する。

3 | 機構は、共済契約の締結を拒絶したときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。

第六条 (略)

(契約の解除)

第七条 (略)

2 機構は、次に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一 共済契約者が経済産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠ったとき。

二 (略)

3 (略)

4 共済契約者に次に掲げる事由が生じたときは、共済契約は、当該事由が生じた時に解除されたものとみなす。

一 (略)

二 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者がその配偶者又は子に対し事業の全部を譲り渡したとき。

三 (略)

5 (略)

(掛金月額の変更)

第八条 機構は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつ

みがあつたときは、これを承諾しなければならない。

(削る)

2| 前項の申込みは、増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

3| (略)

(共済金)

第九条 共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつて、その者の掛金納付月数が六月以上のときは、機構は、その者(第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族)に共済金を支給する。

一 事業の廃止(会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散)があつたとき(第七条第四項第一号に掲げるときを除く。)

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、疾病、負傷若しくは死亡により又は六十五歳以上でその会社等の役員でなくなつたとき。

三 (略)

2 6 (略)

第九条の二 (略)

たときは、これを承諾しなければならない。

2| 機構は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、経済産業省令で定める場合を除き、これを承諾してはならない。

3| 前二項の申込みは、増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

4| (略)

(共済金)

第九条 共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつて、その者の掛金納付月数が六月以上のときは、機構は、その者(第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族)に共済金を支給する。

一 事業の廃止(会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散)があつたとき(第七条第四項第一号及び第二号に掲げるときを除く。)

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、疾病、負傷又は死亡によりその会社等の役員でなくなつたとき。

三 (略)

2 6 (略)

第九条の二 (略)

(共済金の分割支給等)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 分割払の方法による共済金の支給期月は、毎年一月、三月、五月、七月、九月及び十一月とする。ただし、前支給期月に支給すべきであつた共済金は、その支給期月でない月であつても、支給するものとする。

4～6 (略)

第九条の四 (略)

(遺族の範囲及び順位)

第十条 第九条第一項に規定する共済金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一～四 (略)

五 孫の子及び兄弟姉妹の子のうち第三号に該当しないもの

2 共済金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号、第四号及び第五号に掲げる者のうちにあつては当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 (略)

第十一条～第十二条の二 (略)

(共済金の分割支給等)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 分割払の方法による共済金の支給期月は、毎年二月、五月、八月及び十一月とする。ただし、前支給期月に支給すべきであつた共済金は、その支給期月でない月であつても、支給するものとする。

4～6 (略)

第九条の四 (略)

(遺族の範囲及び順位)

第十条 第九条第一項に規定する共済金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一～四 (略)

(新設)

2 共済金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 (略)

第十一条～第十二条の二 (略)

(掛金納付月数の通算)

第十三条 共済契約者に第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者が共済金の支給の請求をしないで再び共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたときは、前後の共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者(第二条第一項第四号に掲げるものに限る。)が経済産業省令で定める場合に第七条第三項の規定により共済契約を解除した後又は共済契約者に同条第四項各号に掲げる事由が生じた後一年以内に、これらの者(第十五条ただし書の規定により条件付権利の譲渡しをしたものを除く。)が解約手当金の支給を請求しないで再び共済契約者となり、かつ、これらの者の申出があつたときも、同様とする。

2 (略)

第十四条(第十六条の三) (略)

(掛金の納付)

第十七条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日(同項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約の解除の日の属する月にあつては、その事由が生じた日又はその解除の日)における掛金月額により、毎月分の掛金を翌末日(共済契約が効力を生じた日の属する月分の掛金にあつては、共済契約が効力

(掛金納付月数の通算)

第十三条 共済契約者に第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者が共済金の支給の請求をしないで再び共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたときは、前後の共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。共済契約者に第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者(第十五条ただし書の規定により条件付権利の譲渡しをしたものを除く。)が解約手当金の支給を請求しないで再び共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたときも、同様とする。

2 (略)

第十四条(第十六条の三) (略)

(掛金の納付)

第十七条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日(同項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約の解除の日の属する月にあつては、その事由が生じた日又はその解除の日)における掛金月額により、毎月分の掛金を翌末日までに納付しなければならぬ。

を生じた日の属する月の翌々月末日)までに納付しなければならぬ。

2・3 (略)

第十八条〜第二十二條 (略)

(時効)

第二十三條 共済金等の支給を受ける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利及び掛金の返還を受ける権利は二年間行なわないうときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

(期間計算の特例)

第二十四條 共済金等の支給の請求又は掛金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数は、その期間に算入しない。

第三章 雑則

第二十五条〜第二十七條 (略)

(あつせん)

2・3 (略)

第十八条〜第二十二條 (略)

(時効)

第二十三條 共済金等の支給を受ける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利及び掛金又は申込金の返還を受ける権利は二年間行なわないうときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

(期間計算の特例)

第二十四條 共済金等の支給の請求又は掛金若しくは申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数は、その期間に算入しない。

第三章 雑則

第二十五条〜第二十七條 (略)

(あつせん)

第二十八条 共済契約の成立若しくはその解除の効力、共済金等又は掛金に関して、機構と共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族から請求があつたときは、経済産業大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

2 (略)

第二十九条・第三十条 (略)

第二十八条 共済契約の成立若しくはその解除の効力、共済金等、掛金又は申込金に関して、機構と共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族から請求があつたときは、経済産業大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

2 (略)

第二十九条・第三十条 (略)

改正後	現行
<p>目次（略）</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項の規定による助言を行うこと。</p> <p>二十二・二十三（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハマまでに定める資金の貸付けを行うこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 会社又は特別の法律によつて設立された中小企業団体（企業組合、協業組合及び主として小規模企業共済法第二条</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～二十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十一・二十二（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハマまでに定める資金の貸付けを行うこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 会社、企業組合又は協業組合のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約（小規模</p>

第一項第一号から第三号までに掲げる個人又は同項第五号から第七号までに規定する会社を直接又は間接の構成員とするものであって、政令で定めるものに限る。以下この口において「中小企業団体」という。）のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約（小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。）を締結しているもの、その会社又は中小企業団体の事業に必要な資金

ハ (略)

3～5 (略)

第十六条 (略)

(業務の委託)

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一～四 (略)

五 小規模企業共済事業に係る掛金の収納及び返還に関する業務

六～八 (略)

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十六号及び第十七号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第二十二号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部

企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。）を締結しているもの、その会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金

ハ (略)

3～5 (略)

第十六条 (略)

(業務の委託)

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一～四 (略)

五 小規模企業共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

六～八 (略)

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十六号及び第十七号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第二十一号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部

を委託することができる。

3・4 (略)

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務(それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。)、同項第十号から第十四号までに掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務(産業競争力強化法第百十七条第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定する出資その他の業務に限る。)並びに第十五条第一項第十八号から第二十一号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務
- 二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。)、同項第九号の二に掲げる業務及び同項第十五号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)並びにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

- 三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条の

を委託することができる。

3・4 (略)

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務(それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。)、同項第十号から第十四号までに掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務(産業競争力強化法第百十七条第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定する出資その他の業務に限る。)並びに第十五条第一項第十八号から第二十号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務
- 二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。)、同項第九号の二に掲げる業務及び同項第十五号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)並びにこれらに関連する同項第二十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

- 三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条の

規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第五号及び第六号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第九号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

第十九条く第二十五条 (略)

第四章・第五章 (略)

附則

第一条く第十三条の三 (略)

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第二十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第五号及び第六号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第九号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

第十九条く第二十五条 (略)

第四章・第五章 (略)

附則

第一条く第十三条の三 (略)

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)		(略)			(略)	第十八条第一項第一号			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	並びに第十五条第一項第十	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	八号から第十二号までに掲げる業務	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	、第十五条第一項第十八号から第二十一号までに掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）	(略)	(略)

(略)		(略)			(略)	第十八条第一項第一号			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	並びに第十五条第一項第十	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	八号から第十二号までに掲げる業務	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	、第十五条第一項第十八号から第二十一号までに掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）	(略)	(略)

第十五条
(略)

(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第十五条
(略)

(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)